

# 市民が安心して生活できる豊かなまちづくり

## 議会基本条例って何？

議会基本条例とは  
市民の多様な意見を反映させ議論する合議制の機関であることを常に自覚し、市民にわかりやすい開かれた信頼される議会を目指すとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、市民主権による自治の推進に向け、全力で市民の負託に応えていくことを宣言し、市政の発展及び市民生活の向上に寄与する四国中央市議会における最高規範の条例です。

四国中央市議会は「議会改革を」  
進めています！

市民

地方自治体は、市長も議員も市民の直接選挙で選ばれる二元代表制により政策が決定されています。

市長

議会

二元代表制

### ・市長等と議会との関係

緊張関係の保持、反問権の付与

反問権：質問者に対して問い返すことができる権利のことです。

### ・市民と議会との関係

情報公開、議会報告会等の開催

議会広報の充実

### ・議会及び議員の活動原則等

議長及び副議長の選出

### ・委員会の活動

政策提言、予算の評価・点検

### ・議会の機能強化

調査機関等の設置

### ・議員の政治倫理、定数及び報酬

### ・最高規範性、検証及び見直し

### ・災害時の対応

議会、議員の行動基準

災害対策会議の設置

# 市民にわかりやすい開かれた信頼される議会を目指します